

知事許可漁業の変更の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 東京都漁業調整規則（昭和43年東京都規則第134条。以下「規則」という。）第17条で定める許可の内容の変更の許可については、規則に定めるもののほかこの方針の定めるところによる。

(変更の許可)

第2 規則第12条第1項の規定により定められた制限措置のうち、変更を認める事項は、次のとおりとする。

1 制限措置の変更の許可を認める漁業、その許可内容及び審査基準

イ) 制限措置の変更の許可を認める漁業

まぐろはえ縄漁業※

※ 東京都海面のうち小笠原海域におけるまぐろはえ縄漁業（総トン数5トン以上20トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業）をいう。

ロ) イ) の許可内容

A) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

B) 漁業を営む者の資格

ハ) 審査基準

- ・ Bについては変更後の住所（法人にあっては、主たる事務所の根拠地の所在地）が属する都道府県の区域と船舶根拠地が同一の場合に限り認める。
- ・ AについてはBの変更に伴うBごとの数の変更に限り認め、総数の変更は認めない。

2 規則第5条に掲げる漁業のうち、前項以外の漁業については、原則として認めないこととする。

附則

この方針は、令和4年11月29日から施行する。